

平成 29 年度の遺伝子改変動物による発がん性試験の対象物質の選定

- 1 肝臓への標的性が弱く、他の臓器への標的性が高い化学物質への調査体制
 - ・ 肝中期発がん性試験において、多臓器の標的性が疑われるが、その調査結果のみでは、発がん性の強度を評価できない化学物質

⇒ 現時点で、対象物質はない。

- 2 肝臓への標的性がなく、他の臓器への標的性が疑われる化学物質への調査体制

- ・ 肝中期発がん性試験において、多臓器の標的性を評価できない化学物質

⇒ 「4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール」を対象物質としてはどうか。

- ・ 平成 27 年度の中期発がん性試験の結果、「肝臓に対する発がんプロモーション作用」は示さなかったが、腎臓の病理組織所見において「軽度または中等度病変」が認められ、尿管の病理組織所見において「軽度の近位尿管細管壊死」が観察されている。

- 3 経口ばく露による調査が不能なガス、蒸気又は粉状の化学物質への調査体制

- ・ 気体、液体の蒸気又は粉じんとして、労働環境にあり、吸入ばく露による発がん性を評価すべき化学物質

⇒ 「二酸化窒素」を対象物質としてはどうか。

- ・ 平成 27 年度のエームス試験の結果、「強い遺伝毒性あり」とされた物質であるが、経口ばく露による調査が不能なガス状の化学物質。

- ・ なお、上記試験では「一酸化窒素」としているが、環境中では「二酸化窒素」($2\text{NO} + \text{O}_2 \rightarrow 2\text{NO}_2$)